

渋川市

令和6年6月時点

類 分	事業名 (対象者・内容)
子育て支援	<p>幼児教育・保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）保育料の無料化</p> <p>対象者：渋川市居住の児童 内 容：保育料無料（国の制度対象外となる0歳から2歳の住民税課税世帯の児童も対象） 問合せ：《こども支援課 保育幼稚園係》 TEL：0279-22-2415</p>
	<p>公立幼稚園通園バス使用料無料化・私立認定こども園通園バス使用料一部補助事業</p> <p>対象者：公立幼稚園の通園バス使用者、私立認定こども園の通園バス使用者 内 容：公立幼稚園通園バス使用者は全額無料、私立認定こども園通園バス使用者は一部補助 問合せ：《こども支援課 保育幼稚園係》 TEL：0279-22-2415</p>
	<p>学校給食費全額公費負担</p> <p>対象者：渋川市立小中学校に通う児童生徒 内 容：児童生徒の学校給食費を全額公費負担 問合せ：《教育総務課 学校給食係》 TEL：0279-22-0132</p>
	<p>遠距離通学児童通学費補助事業・遠距離通学生徒通学費補助事業</p> <p>対象者：遠距離通学の小学校児童及び中学校生徒で対象となる路線バスを使用する者 内 容：通学費全額補助 問合せ：《教育総務課 管理係》 TEL：0279-22-2076</p>
	<p>奨学金貸与事業</p> <p>対象者：本市に1年以上居住し、修学意欲と能力がありながら経済的理由により修学困難な者（高等学校、中等教育学校（後期課程）、大学、短大、高等専門・専修（高等課程又は専門課程）学校に入学・在学） 内 容：奨学金を無利子で貸与 ○高等学校、中等教育学校（後期課程）、専修学校（高等課程）月額10,000円以内 ○高等専門学校 月額15,000円以内 ○大学、短大、専修学校（専門課程）月額35,000円以内 問合せ：《教育総務課 管理係》 TEL：0279-22-2076</p>
	<p>県産木製品の出生祝い品贈呈</p> <p>対象者：市内に住所を有する乳幼児 内 容：県産材を使用した木製品（積み木）を6か月児健康相談時に出生祝い品として贈呈 問合せ：《環境森林課 森林・気候変動対策係》 TEL：0279-22-2114</p>
	<p>ブックスタート事業</p> <p>対象者：6か月児健康相談を受診する全ての乳児及びその保護者 内 容：絵本を通して、子どもが本に触れるきっかけや親子が触れ合う時間をつくれるよう、保健センターで実施する6か月児健康相談時に絵本の読み聞かせを行う。また、絵本をプレゼントし、家庭での読み聞かせと親子の触れ合いの時間づくりに役立ててもらおう。 問合せ：《市立図書館》 TEL：0279-22-0644</p>
	<p>不妊治療費助成事業</p> <p>対象者：渋川に1年以上住所を有する夫婦（夫婦一方のみ渋川市に住所登録がある場合も可）で、医療保険加入者、かつ市税の滞納をしていない人 内 容：特定不妊治療または一般不妊治療に要する費用の1/2を助成 ○特定不妊治療 上限10万円、1年度内に申請2回 ○一般不妊治療 上限5万円、1年度内に申請1回 *同じ年度内に特定不妊治療か一般不妊治療のいずれか一方の申請が可能 問合せ：《健康増進課 管理・予防係》 TEL：0279-25-1321</p>

類 分	事業名 (対象者・内容)
子育て支援	<p>不育症治療費助成事業</p> <p>対象者： 渋川に住所を有する夫婦（夫婦一方のみ渋川市に住所登録がある場合も可）で、医療保険加入者、かつ市税の滞納をしていない人</p> <p>内 容： 不育症の検査及び治療に要する費用（群馬県の助成を受けた場合はその残額）の1/2を助成 ・上限30万円 申請回数通算5回</p> <p>問合せ： 《健康増進課 管理・予防係》 TEL：0279-25-1321</p>
住宅支援	<p>住宅エコリフォーム支援事業</p> <p>対象者： 市内在住者</p> <p>内 容： 住宅のエコリフォームに対し補助金を交付。 補助率：20万円以上の補助対象工事費に対し1/20を補助、限度額は10万円</p> <p>問合せ： 《建築住宅課 指導係》 TEL：0279-22-2072</p>
	<p>空家活用支援事業</p> <p>対象者： 空家の所有者、または空家を取得し居住する目的でリフォームする者</p> <p>内 容： 空家のリフォームに対し補助金交付 補助率：20万円以上の補助対象工事費に対し1/10を補助、限度額は30万円 市外転入者、若者夫婦世帯、子育て世帯、パートナーシップ宣誓世帯、居住誘導区域内にある空家をリフォームする者に該当する場合は、補助額に20万円を加算（加算額を含む最大50万円補助）</p> <p>問合せ： 《建築住宅課 指導係》 TEL：0279-22-2072</p>
	<p>移住者住宅支援事業</p> <p>対象者： 住宅を取得して市外から転入する者</p> <p>内 容： 助成額：一律10万円。下記要件を満たすことで加算（加算額を含む最大150万円） また、市内居住誘導区域または過疎地域（伊香保、小野上、赤城地区）に住宅を取得し、一定の条件を満たす方については下記加算額とは別に100万円を加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者支援（申請者（所有者）が40歳未満10万円、30歳未満20万円） ・新築市内業者利用（30万円） ・中古住宅取得（10万円、空き家バンク利用30万円） ・普通自動車運転免許取得支援（20万円） ・ペーパードライバー講習受講支援（上限3万円） ・テレワーク勤務支援（20万円） ・県外勤務支援（20万円）※テレワークとの併給不可 ・県外移住者支援（20万円） ・県外被災者移住支援（30万円） ・居住誘導区域加算（20万円） ・過疎地域加算（10万円） <p>※100万円の加算条件については問合せ先までお問合せください ※各種証明書の提出が必要です。 ※申請年度内において当市の「新生活応援事業助成金」又は「移住支援金」交付を受けている方は申請不可</p> <p>問合せ： 《市民協働推進課 移住定住支援係》 TEL：0279-22-2401</p>
	<p>住宅地等の売払い</p> <p>対象者： 渋川市が所有する住宅地等の土地の購入を希望する個人または法人</p> <p>内 容： 分譲地や未利用の土地の売払い</p> <p>問合せ： 《財産活用課 資産経営係》 TEL：0279-22-2150</p>
	<p>空き家相談事業</p> <p>対象者： 市内の空き家空き地等の所有者・管理者、所有家屋が空き家等になるおそれがある者、または空き家空き地の賃貸借又は売買を求める者。</p> <p>内 容： 毎月第二木曜日1回30分。相談無料。空き家の売買・賃貸、解体・改築などに対する相談について、一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会等の宅地建物取引士が対応。</p> <p>問合せ： 《市民協働推進課 移住定住支援係》 TEL：0279-22-2401</p>

類 分	事業名 (対象者・内容)
住宅 支 援	<p>空き家バンク</p> <p>対象者： 渋川市内の空き家を買いたい（借りたい）方あるいは売りたい（貸したい）方 内 容： 市内の空き家物件の情報をホームページなどで提供 【空き家バンク登録：随時募集中】 問合せ：《市民協働推進課 移住定住支援係》 TEL：0279-22-2401</p>
	<p>空き家家財道具等片付け支援事業</p> <p>対象者： 渋川市空き家バンクに登録した空き家内の家財道具等を処分する方 内 容： 家財道具処分費の3分の2、最大5万円を補助。 問合せ：《市民協働推進課 移住定住支援係》 TEL：0279-22-2401</p>
就農 支 援	<p>市民農園</p> <p>対象者： 市内在住で農業者以外の者 内 容： 渋川地区 30㎡×141区画 3,000円／年度、 赤城地区 50㎡×74区画 3,000円／年度、北橋地区 50㎡×30区画 3,000円／年度 【利用期間：1か年度間】 問合せ：《農政課 振興係》 TEL：0279-22-2593</p>
就 業 ・ 創 業 支 援	<p>しぶかわde創業チャレンジ支援事業</p> <p>対象者： 市内で新たに創業する者 内 容： 創業に要する費用について、改修費等の補助対象経費の1/2、上限額50万円 ※都市機能誘導区域内で創業する者は、限度額を最大で10万円加算し、上限額60万円 詳細は下記問合せ先までお問合せください。 問合せ：《産業政策課 商工・産業振興係》 TEL：0279-22-2596</p>
	<p>インターンシップ等推進補助金</p> <p>対象者： 渋川公共職業安定所に届出を提出しており、求職活動の一環として、2日間以上のインターンシップ等を学生又は30歳未満の若手求職者に実施する市内事業所 内 容： 求職中の学生又は若手求職者をインターンシップ等を受け入れた市内事業者に対して、1人1日当たり1,000円を10日間を限度に支給する。 ※障害者のインターンシップ等を受け入れた場合は、1人1日当たり3,000円を10日間を限度に支給する。 問合せ：《産業政策課 商工・産業振興係》 TEL：0279-22-2596</p>
	<p>新規学卒者就業定着奨励金</p> <p>対象者： 渋川市内在住者で、大学院、大学、短期大学、専門学校、高等学校等を卒業した年に雇用された新規学卒者であること等 内 容： 令和6年4月1日以降に市内事業所へ就職し、6カ月以上継続して勤務している市内在住の新規学卒者に、5万円分相当の渋 P a y ポイントを付与する。 ※新規学卒者の内、渋川市出身の大卒Uターン者の場合は「Uターン奨励加算」として3万円分のポイントを追加する。 問合せ：《産業政策課 商工・産業振興係》 TEL：0279-22-2596</p>
そ の 他	<p>新生活応援事業</p> <p>対象者： 婚姻又はパートナーシップ宣誓（以下「婚姻等」という。）を機に渋川市内において新生活を開始した世帯 内 容： 渋川市で婚姻等をし、婚姻の日から前後6か月以内に双方の住所変更を伴い、新生活を開始した世帯員全員が40歳未満の世帯に、1世帯あたり10万円、他市町村から転入した場合はお一人につき5万円加算し、最大20万円を助成します。 ※申請年度内において当市の移住者住宅支援事業助成金又は移住支援金交付を受けている方は申請不可 問合せ：《市民協働推進課 移住定住支援係》 TEL：0279-22-2401</p>

類 分	事業名 (対象者・内容)
その他	<p>移住希望者お試し滞在費支援事業</p> <p>対象者：本市への移住検討中で移住に向けた準備として本市へ訪れて市内の宿泊施設に2連泊以上する人</p> <p>内 容：当市の宿泊に要した宿泊費について、大人（中学生以上）5,000円/人、こども（小学生）2,500円/人の補助をします。（1世帯あたり2万円上限）滞在期間初日の14日前までに補助金の交付申請書等の書類を提出してください。 ※未就学児は対象外です。</p> <p>問合せ：《市民協働推進課 移住定住支援係》 TEL：0279-22-2401</p>
	<p>オンライン移住相談</p> <p>対象者：本市への移住を検討中の方</p> <p>内 容：毎週火曜日の午後（14:00-16:30）にオンライン移住相談を実施（要予約）料金は無料です。渋川市公式ホームページから申込みもしくは下記問合せ先まで御連絡ください。 ※通信費は御相談者負担となります。wi-fi環境推奨 ※オンライン移住相談システム「ZOOM」を使用します。 ※一回の相談目安は30分です。</p> <p>問合せ：《市民協働推進課 移住定住支援係》 TEL：0279-22-2401</p>
定住支援	<p>居住誘導区域定住促進事業</p> <p>対象者：居住誘導区域内で住宅を取得する市民</p> <p>内 容：補助額：一律20万円。下記要件を満たすことで加算（加算額を含む最大60万円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者加算（申請者又は配偶者等が40歳未満5万円、30歳未満10万円） ・子育て加算（同一世帯の15歳以下の子ども1人につき5万円） ・区域外加算（5万円） ・地区加算（10万円） ・ハザード加算（10万円） ・耐震加算（10万円） <p>問合せ：《都市政策課 計画係》 TEL：0279-22-2073</p>
	<p>県外通学学生応援事業</p> <p>対象者：渋川市内から東京圏（東京都、神奈川県、千葉県）に所在する大学に通学する大学生又はその親</p> <p>内 容：令和6年4月1日以降にJR等が発行する通学定期券を利用し、渋川市内から東京圏（東京都、神奈川県、千葉県）の大学等に通学する大学生又はその親に対し、通学定期代金の一部を補助し、経済的負担を軽減することで市内での定住の促進を図るもの</p> <p>補助金額：新幹線等利用あり：1万円/月（年間12万円上限） 新幹線等利用なし：5千円/月（年間6万円上限）</p> <p>問合せ：《市民協働推進 移住定住支援係》 TEL：0279-22-2401</p>